

島田勇雄 著

西鶴本の基礎的研究

明治書院

西鶴本の基礎的研究

定価 12,000円
(本体11,650円)

平成2年7月10日 印刷
平成2年7月15日 発行

© 1990 Isao Shimada
printed in Japan

著 者 島 田 勇 雄

発行者 株式会社 明治書院
代表者 三崎 彰

印刷者 大日本法令印刷株式会社
代表者 田中 忠

発行所 株式会社 明治書院
東京都千代田区神田錦町1-16 郵便番号101
電話(03)292-3741(代) 振替口座東京3-4991

ISBN4-625-42070-9

星共社製本

目次

第一部 文献学的研究

一 西鶴本のかなづかい

(一) 形容詞「ーい」の表記を中心に……………	二
(二) ハ行四段活用動詞連用形の表記について……………	三六
(三) 『諸艶大鑑』について……………	七三
(四) カ行ガ行動詞のイ音便を中心に……………	九九
(五) 『丹波太郎物語』について……………	一二三
(六) 『万の文反古』について……………	一三六
(七) 『西鶴置土産』の自筆版下をめぐって……………	一八一
二 連歌師のかなづかい	
(一) 連歌師のかなづかい書……………	三九
(二) 三条西実隆の『仮名遣九折』について……………	三三七
三 西鶴本の文献学的研究	
(一) 西鶴本の文献学的研究のための試論——『好色一代男』研究の前提的作業の一つとして——……………	三三五

(一) 『好色一代女』の文章……………	二九五
(二) 『好色一代女』と『好色一代男』との相関関係―伝西鶴本の身許調べ―……………	三〇九

第二部 『好色一代男』成立論

(一) 昼のつり狐―『好色一代男』成立考―……………	三三四
(二) 『一代男』における中国筋物について……………	三四二
(三) 『一代男』における東海道筋物について……………	三五〇
(四) 『好色一代男』における遊女品定め文……………	三五六
(五) 『好色一代男』の成立についての試論―地方遊里物の一種を中心に―……………	四二二
(六) 『好色一代男』成立の経緯―書きおろし説否定の根拠―……………	四三八
(七) 『好色一代男』における「章首」の職能―二ノ一「はにふの寝道具」の文章について―……………	五〇五
(八) 『好色一代男』の修辭法三題……………	五一九
(九) 『好色一代男』の俳諧的文章と『一代男』型文章―谷脇理史氏の所論にふれて―……………	五五三
(十) 『好色一代男』の二ノ四の成立……………	五七二
(十一) 『好色一代男』の地方遊里物の成立経緯(一)―二ノ四「誓紙のうるし判」を中心に―……………	五七七
(十二) 『好色一代男』の地方遊里物の成立経緯(二)―三ノ五「集礼は五匁の外」を中心に―……………	六〇三
付 近世文学史家は誤っていないのであろうか―近世後期上方文学に関連して―……………	六三三
あとがき……………	六三七
樋口元巳……………	六三七

第一部 文献学的研究

一 西鶴本のかなづかい

(一) 形容詞「——い」の表記を中心に

「所謂西鶴浮世草子の半数は他作なり」『西鶴研究』復刊第三集、昭和二五年一〇月）とか、「西鶴の浮世草子に助筆者あり」（同、第五集、昭和二七年十月）とかの論が、森銑三氏から出された。いわゆる西鶴本について、それぞれが真に西鶴の手になるものなりやいなや、に関する基本的な疑いである。何と何をまさしき西鶴の作と認めるとか、某々作品には西鶴は編集者あるいは補訂者として参加するにすぎないであろうとか、という基本的な事柄について、慣例にまかせてとかくおおまかに過ごしがちであった学界にとって、これはかなりショックな論であるはずだった。それに対する学界の反応はさまざまであるように思われる。さして意にとめない人もあり、抵抗を感じつつも考慮を払おうとする人もあり、双手を挙げて賛成しようという人もある。もっともそれぞれの説にも、説者のニュアンスはさまざまである。

言うまでもないことながら、このようなことの生じるのは、わが国の当時までの出版事情が、後世のそれと異なるからである。著書に著者名を記載するということがあまりなかったのである。『源氏物語』の著者を紫式部とするの

3 (一) 形容詞「一い」の表記を中心に

は、それに紫式部の著者名などがあるからでもなんでもない。著者にまつわるそのような言い伝えが確かな筋から伝わり、その伝わったものを御信頼申しあげるからのことである。したがってその信じられてきたものに疑いのさしはさまれる事情が後に生じると、それは時として拾収のつきかねる混乱をまき起こすことにもなる。このことは西鶴について、ほぼ同じいと言えよう。いわゆる西鶴本が西鶴作と認められているには、いろんな根拠がある。序に、西鶴作なる旨記したものがあつたり、「難波西鶴」や「難波俳林西鶴」という署名と印記を添えるものがあつたり、その印記のみを添えるものがあつたり、書名に西鶴を冠するものがあつたりなどさまざまである。そのような外部徴証の一切を持たないにもかかわらず、なお内部徴証などから、西鶴作とされているものもある。しかし、序に「西くはく」と署名があつたり、西鶴を書名に冠するものがあつたりしても、それらに偽書のあることがわかってきている。そのことを更におしすすめて、すでに西鶴真作と認められているものをも、あらためて疑いの目で見ることが可能である。むしろ更に深い疑いの目で再吟味することが、いま真に要請されているのである。

当時の書籍目録の類で、ある作品が西鶴作と認められているとしても、その西鶴作ということの意味が今と昔とは違っている、ということも考慮にいれなければならない。このことをほとんどの人が見のがしているように思われる。つまりこういうわけである。西鶴みずからが自作のごとくに考えて序文を書き署名を添えたとしても、それがただちに現在のわれわれの常識における自作と同性質のものを意味すると即断してはならない、と考えるのである。現在のわれわれよりもはるかにおおらかに、自作ということの意味を、当時は一般に理解していたのではあるまいか。

たとえば歌舞伎狂言の世界がそれである。河竹繁俊氏の「歌舞伎作者の制度・職掌・生活」(『歌舞伎作者の研究』東京堂、昭和一五年所収)によれば、後世のことではあるが、作者には立作者・二枚目三枚目の作者・狂言方・見習という階級があつた。新作狂言に際しては、立作者のきめたあら筋にもとづいて二枚目・三枚目が仕組をし、その一部を

作劇し、それらを清書して立作者に提出する。立作者はそれらと自作の部分とをとりまとめ、要すれば改作・加筆・修訂して作品を完成せしめる。こうして完成された作品は立作者の作品として一般に認められる慣習である。当時では、立作者がはたしてどこまで作劇したのか、などというやばなことは問題になかったのである。しかし今のわれわれはそのやばなことを問題にしたいのである。するのである。

同じことが西鶴についても言えるのであろう。西鶴は歌舞伎における立作者のごときものであったかもしれない。彼ひとりで著述した作品もあったろう。助筆者・下請け作者の協力による作品もあったろう。彼も書いたし他の協力者も書いたという作品もあったろう。彼は単なる編集者にすぎなかったという作品もあったかもしれない。当時の出版常識では、それらのもろもろの異なった事情のもとに生まれた作品を、みな西鶴作と称しえたのである。ところが現在われわれが求めようとするのは、真に西鶴が手を下したのは何か、改作・加筆などしたのはどれか、単に編集したにすぎないのはどれか、などのくわしい事情である。

それらの事情を考慮のうえで、「西鶴研究は今一度出発点に立返って、出直すべきではあるまいか」（森銑三『西鶴と西鶴本』元々社、昭和三〇年、二頁）という提唱は、私心なく受け入れるべきであらう。「まだ基礎工事も出来てゐないのに、出来てゐるつもりになって、その上に楼閣を打立てようとするのは危険である」（同書二頁）という警告は、基礎工事はできていると思う人も思わぬ人も、ともにすなおに耳を傾けるべきであらう。この種の基礎工事は、あるが上になおあっても、少しもさしつかえないと思われるからである。

基礎工事と考えるべきものに、いろいろの事項が考えられる。署名・印記・書名などの外部徴証もそれであり、慣用字体・慣用語・慣用語法・使用語の品詞率・情意表現・感覚的表現・漢字とかなどの使用率・ストーリーやプロットなどの内部徴証もそれである。それらのさまざまな事項についての精査にもとづいて、真の西鶴の文体はどれどれ

の条件をふまえたものか、が、総合的にときあかされることが根幹にならねばならぬ。そのうえで、そのときあかされたものを手がかりに、真の西鶴作品とそうでないものとが識別される、ということになりたものである。たしかに、すでに、説者それぞれの最善と考えられる方法によって、識別の試みはなされつつある。なされつつはあるが、今の段階では、そのとりあげられたところはいずれも部分的であり、その証明されたところもまた部分的である。部分的であるから、決して完全な証明ではない、ということを知るべきであろう。

私は、ここで、ある種のかなづかいを、西鶴の文体を確かめる手がかりの一つとしようと試みる。日本語では表記も文体論上の問題となしうる、と私は考えるからである。日本語の文字には、表意文字たる漢字と表音文字たるかなとがある。われわれはその併用によって、ことを足らわしているが、その併用のしかたには、ばがある。ある事柄を表現するのに、漢字を極限まで使用すると、かなをもつばらにするのを両極にして、その中間に両者のさまざまの混合率が考えられる。そして、それぞれがなほどうかのニュアンスの異なった文体印象を読者に与えるし、そのことを計算して混合率は調整されるものでもある。西鶴においても、この面に独自の混合率の存在が考えられる。しかしそのことには今は触れないことにして、もつばらかなづかいだけに問題を限定しよう。

形容詞の終止形と連体形とは、中世以降の口語では「——い」の語形になった。中古の連体形の「——き」「——しき」がイ音便で「——い」「——しい」になり、更に連体形が終止法にも常用されることになって、終止形「——い」ができた。そもそもこの語形は「——き」のイ音便より生じた語形なので、「——い」が正しい表記である。しかるに近世には、「——い」のほかに「——ひ」や時には「——ぬ」を書くことが並び行なわれた。それはかなの「い」や語中語尾の「ひ」や「ぬ」の音価が、当時の口語では同音になっていたので、この三つのかなは字体こそ異なっ

おれ同音を表わす文字であり、したがって終止形や連体形の表記としては、そのどれを用いてもさしつかえないと理解されたからであろう。形容詞が頻出するときには、むしろ、変化をつけるために、字体の異なるものを使用した方がこのもしいとさえ考えられたかもしれない。しかし、一方では、語頭の「ひ」と「い」「ゐ」とは別音を表わすことも知っている。それで語中語尾の「ひ」と「い」「ゐ」とは区別するのが正しいかもしれない、ということも考えられたであろう。

延宝四年刊の『一步』の下巻は、主としてかなづかいについて述べたものであるが、それぞれのかなを使用すべき理由について本書一流の見解を述べている。「奥のひ」について述べた所に、「さがなひ 無悪」をあやまりとしたうえで、

近年世間に書あやまれる分

長ひ みしかひ 高ひ 近ひ 寒ひ つらひ かなしひ さひしひ むまひ からひ

此類あまた書付に及はすいづれもきくいしうの五字にかよふ詞也是は無の字とおなしかよひなるにより仮名遣にあやまれるはしらてなそらへて奥のひを書と見えたり

とある。これは、当時一般に「ひ」を使用することの多かつたことを述べ、ついでそれが誤りであることをも述べたものである。その「ひ」を誤りとし、「い」を正しいとする根拠については、「端のいの仮名を書事」の項で、このように述べている。

きくいしう

此五字に通ふ詞の類也

7 (一) 形容詞「一い」の表記を中心に

遠
とをき
とをく
とをい
とをし
とをう

近
ちかき
ちかく
ちかい
ちかし
ちかう

無
なき
なく
ない
なし
なう

此類あまた書付に不及余は是にて知へし右はあいうゑをの五音よりいきしちの連声にいひつゝけ又かきくけこの五音をいへは五音連声引はなれすかよふ故端のいゝの仮名也

これは形容詞の活用を挙げ、その語尾の一つを「い」で表記することを、著者の立てた五音連声という音韻原理から、正しいとすることを述べたものである。形容詞に属する一類の語を識別し、その活用をも正しく把握し、その類の語尾の表記を統一的に規範的に決定しようとしたもので、当時としては全く画期的な業績である。このような著書の現われたのも、当時一般になづかいの上の混乱がはなはだしく、心ある人々に正しきよりどころを求める要請が多かったことの表われでもあらう。しかし、実際には、この種の業績もある限られた範囲の人々の関心をひくにとどまって、一般への影響はほとんどなかったであらうと思われる。

形容詞の語尾「——い」の表記として、当時の人々の取ったものには、いろいろの方式が考えられる。

(ア) どんな単語にでも、「い」「ひ」「あ」を無差別に使用するもの。

これにも、「い」「ひ」「あ」の三つを全く無差別に使用するばあいと、その一つはほとんど使用しないで他の二つを無差別に使用するばあいとが考えられる。また、この三つまたは二つを完全に対等に扱い、特にどれかを多く使うことはないばあいと、そのどれかを比較的多く使うが、しかも差別はしていないと思われるばあいとが考えられる。

(イ) どんな単語にでも、一定のものを使用するもの。

三つのうちのどれかを正しいものと定め、他を誤りとして使用しないもので、『一步』の方針のごときものである。

(ウ) 単語によって、どれかを使用するもの。

形容詞一般に通じる統一的表記とまでは行かない立場である。品詞としての形容詞についての認識も十分でなく、まして活用ということへの理解も乏しく、したがって終止形や連体形にはどの字を常に表記するのがよいという規範意識も持たない。しかし、かと言って、三つのかなを無差別に使用するわけでもない。無意識に規範的なものを求めていて、その結果であろう、単語によってかなを使い分けようとする立場である。これにも、ある単語ではいつでも一定のかなを使用するのと、大体あるかなで書く傾向を持つのとがある。

(エ) ある種の単語は一定、他は不定なもの。

ある種の単語についてのみ、規範的に慣習的にか、使用するかなが定まっているものである。その他の単語については(フ)のように無差別に混用する。

(オ) ある文章・作品などでは、一定の方式あるいは傾向が認められるが、他の文章・作品などでは、他の方式あるいは傾向の認められるもの。

その筆者がいつでもそれに従うという方式あるいは大体いつでもそう書くという傾向というものはない、そうかといって、その筆者には規範性がないのかというに、そうでもないらしい、なにかの基準に従って書くという意向はあるらしい、そのためにであろうか、ある時は甲の方式や傾向が表われ、他の時は乙の方式や傾向が表われるというばあいである。

まず「ない」の表記について、具体的に西鶴本に当たってみよう。『西鶴置土産』という作品は、西鶴没後に刊行された。これでは「ない」と「なひ」とが使われ、「ない」が八例、「なひ」が七例ある。「ゐ」はない。「い」と「ひ」

とはほぼ同数使用されているので、この限りでは西鶴は「い」と「ひ」とを対等に無差別に使用しているかに思われる。

ところでこの書は、団水の序に、「此全部五冊の書は先師の書捨置れける反故の中より出たるを」とあるが、四巻の一の終りに「三ノ巻よりは迄西鶴正筆也」とあるごとくに、三巻と四巻の一とはその版下が西鶴自筆、他は別人の筆になるとされる。西鶴自筆の分は毎ページ十二行、他は十一行、という違いまである。その版下書きを考慮に入れると、西鶴自筆の部分は「ない」が三例「なひ」は例なしであり、別人筆の部分は「ない」が五例「なひ」が七例である。このことを重視すれば、西鶴は「ない」を専用あるいは多用する傾向があるのに対し、この別人は「ない」と「なひ」とをほぼ無差別に使用する、あるいはどちらかと言えば「なひ」の方をより多く使用する傾向があると言える。

同じことを、版下書きが四人もいる『西鶴俗つれづれ』についてあたってみよう。この版下書きについては、金井寅之助氏が「西鶴置土産の版下」(『ビブリア』二三号、昭和三七年一〇月)で四筆と認定され、それにもとづいて各筆者の書いた章をそれに配当して、中村幸彦氏は「西鶴俗つれづれの書誌的考察」(『ビブリア』二八号、昭和三九年八月)で次の表を作られた。

第一類「西鶴らしき筆」二の一、二の三、三の一(大半)、四の一、五の一、五の二、五の三。

第二類「本朝二十不孝・男色大鑑巻三以下・武道伝来記・日本永代蔵・新可笑記などと同じ筆」一の一、一の二、一の三、一の四、四の二、四の三、四の四(三の二、三の三、三の四)。

第三類「置土産の大部分と同じ筆」二の二。

第四類「団水筆」三の一の最後半丁(詳しく云へば、その前の丁の末六字と共に)。

四筆とは言っても、第三類と第四類とは量が限られており、大部分は第一類と第二類とに属する。また、その各章の作者については、中村氏は次のように推定しておられる。第一類と第三類の各章は『織留』や『置土産』などのついで、西鶴自作であろう、第二類の各章は、西鶴らしからぬ作品が多く含まれ、団水作もしくは団水編と考えられるものが多いと。そのように考えれば、『俗つれぐ』では版下書きと原作者・編者との間にある種の関係が認められることになる。

ところで、そのような関係にある『俗つれぐ』では「ない」はどのように表記されているであろうか。次の表のごとくである。

	ない	第一類
な	1	
ひ	5	
	0	第二類
3	0	
0	0	
	0	第三類
0	0	
	0	第四類

この表によれば、西鶴自筆または西鶴自筆原稿の謄写かと思われる第一類では、「なひ」の方が多く使用され、第二類では「ない」だけが使用されることになり、『置土産』のばあいとは逆になる。西鶴自筆あるいは自筆の謄写においては、『置土産』では「ない」だけを、『俗つれぐ』では「なひ」の方をより多く、使用したことになる。してみれば、西鶴自筆類においては、作品によって「ない」か「なひ」かに統一しようとする傾向がある、ということになる。他の作品においてもはたしてそうなのであろうか。また第二類の筆者は、他の作品ではどのような傾向を示すのであろうか。

その答を言うまえに、原作者と版下書きとの関係を述べておきたい。木版本では、原稿がそのまま版になるので

はなく、その間に原稿から板にほるための下書きを作る版下書きが介在する。「版下は、それ専用の薄い用紙に清書される」(金井寅之助「西鶴置土産の版下」)のであり、作者自身がこれに当たることもあり、他の人にこれを依頼することもある。西鶴本と版下との関係については、滝田貞治氏が「西鶴用字論攷」(橋本博士還暦記念会『国語学論集』所収、岩波書店、昭和一九年)に書かれたことがあるが、それに私流の補訂を加えればこうなるであろう。三つのばあい考えられる。第一は西鶴の原稿にもとづいて西鶴自身が版下を書くばあいである。第二は西鶴の原稿にもとづいて他の版下書きが版下を書くばあいである。これにもいろんなばあいがある。その一は西鶴の原稿の上に版下用の薄紙を置いて、原稿の文字・字体をそのままぞっていくばあいである。西鶴没後に刊行されたもので西鶴自筆と称せられるものの多くはこれであろう、とは金井氏の説である。また中村幸彦氏は、『名残の友』と『丹波太郎物語』との書体から、西鶴に酷似した筆の人が別にいたとされる(『万の文反古の諸問題』、慶応義塾大学国文研究会編『西鶴研究と資料』所収、至文堂、昭和三二年)。それが正しいなら、謄写によらずして、西鶴自筆ににせてかける人がいたことになる。その二はそれほどまでにはしないが原稿の表記(漢字・かな・振りがな・送りがな・かなづかい・かなの清濁・句読点)を忠実に写しとるばあいである。これにはきわめて忠実なのから大体忠実なまでの各種がある。版下書きの性格・精神状態などのためにさまざまばあいが必然的に生じてくる。その三は原稿の表記を大体のところ写しとればよしとするもので、自己裁量で振りがなに増減を加えたり自己流のかなづかいに改めたりなどの作業を施すものである。したがって版下書きが西鶴以外であるときには、時には相当な変改のあることは承知しなければならない。かなづかいは、些細なことと見られがちなため、そのような変改の加えられやすい項目である。第三は西鶴が口授するばあいである。口授は俳諧では考えられるが、小説では行なわれなかったらうと思われる。

西鶴本の版下書きは何人いるのか。それぞれの版下書きはどの作品の版下を書いたのか。そういうことが問題にな

つてから久しい。しかし山口剛氏『西鶴名作集』（日本名著全集、昭和四・六年）解説、水谷不倒氏の『西鶴本』（水谷文庫、大正九年）などいずれも断片的に触れるにすぎなかった。統一的な記述は滝田貞治氏の『西鶴の書誌学的研究』（野田書房、昭和一六年）に始まると言ってよい。その滝田氏の解釈も今では若干補訂すべきものがあるように思われる。ここでは畏友金井寅之助氏の説に従って次のごとくに分類しておこう。

甲類は西鶴自筆および自筆の謄写と思われるもので、俳書以外では、『二代男』『諸国咄』『艶隠者』『桜陰比事』『万の文反古』『名残の友』『新吉原常々草』『一目玉鉢』『嵐無常物語』『置土産』の一部『俗つれづれ』の第一類がこれに属する。

乙類は伊藤長右衛門道清の筆に酷似するもので、『五人女』『武家義理物語』『好色盛衰記』『置土産』中西鶴筆以外、『俗つれづれ』第三類がこれに属する。

丙類は水田西吟筆によるもので、『一代男』『難波の只は伊勢の白粉』がこれに属する。

丁類は筆者未詳（ただし同一人）の筆によるもので、『二十不孝』『男色大鑑』三巻以後『武道伝来記』『永代蔵』『新可笑記』『俗つれづれ』第二類がこれに属する。

戊類も筆者未詳（同一人）、『織留』『浮世栄華一代男』がこれに属する。

己類も筆者未詳、ただし各作品別筆になるもので、『一代女』『男色大鑑』一・二巻『懷硯』『胸算用』『真実伊勢物語』がこれに属する。

なおこの六分類の分類法・名称・順序は私案によったし、またたとえば『新可笑記』は序・見出しは甲類に、目録は乙類に属するというようなことがあるが、そのような細部は今では省略した。これらは皆私の責任によることである。それでは西鶴自筆または自筆原稿の謄写かとされる作品において、形容詞「ない」の表記が「ない」・「なひ」のど